

福井県並行在来線地域公共交通計画協議会規約

令和3年5月12日制定

(目的)

第1条 福井県並行在来線地域公共交通計画協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして会議への参加を求めることができる。

(会長)

第4条 会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、福井県地域戦略部長をもって充てる。

- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は別表1に掲げる者とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名する代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員数の半数以上の出席（代理者の出席を含む）がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は出席委員の全員一致を原則とするが、会長が必要を認めるときは出席委員の多数決によることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、福井県地域戦略部並行在来線課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年5月12日から施行する。

別表 1

福井県並行在来線地域公共交通計画協議会委員

1 委員

(地方公共団体)

福井県地域戦略部長
福井県地域戦略部新幹線・まちづくり対策監
福井市都市戦略部長
敦賀市都市整備部長
鯖江市総務部長
あわら市創造戦略部長
越前市企画部長
坂井市総合政策部長
南越前町観光まちづくり課長
福井県市長会事務局長
福井県町村会事務局長

(関係する公共交通事業者)

えちぜん鉄道（株）専務取締役
福井鉄道（株）取締役鉄道部長
（公社）福井県バス協会専務理事
福井県並行在来線準備（株）総務企画課長

(地域公共交通の利用者)

日本労働組合総連合会福井県連合会事務局長
福井県高等学校PTA連合会事務局長
福井県連合婦人会会長

(その他)

北陸経済連合会事務局長
（一社）福井県商工会議所連合会専務理事
福井県商工会連合会専務理事

2 オブザーバー

西日本旅客鉄道（株）金沢支社副支社長
日本貨物鉄道（株）金沢支店副支店長
国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
国土交通省中部運輸局鉄道部計画課長
国土交通省中部運輸局福井運輸支局首席運輸企画専門官